

運用指針

第2条①ーイ

地権者、関係機関などへの提案及び協議

地元との協議による補強土壁工の見直し

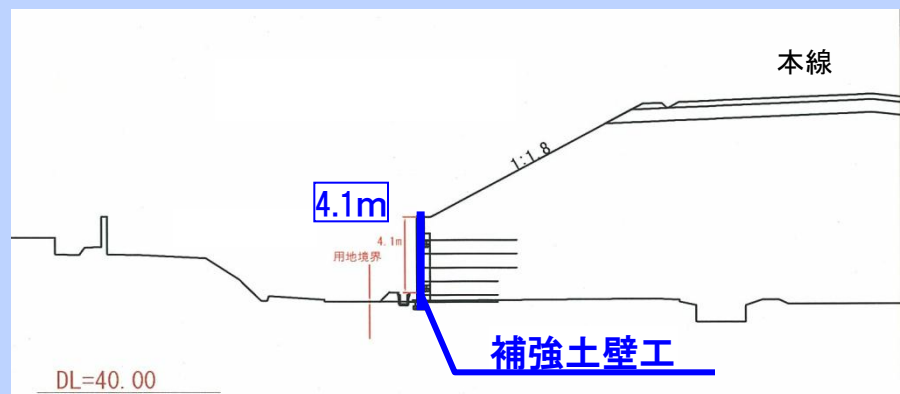
オオ タ キリュウ アシカガ
(北関東自動車道 太田桐生IC～足利IC)

当初計画

下り線側盛土の当初計画

- ・用地単価が高い区間のため、構造物を利用し
のり面勾配を立てることで用地買収面積を縮小
し、総事業費を低減

補強土壁工(高さ約4m)で
用地買収面積を縮小



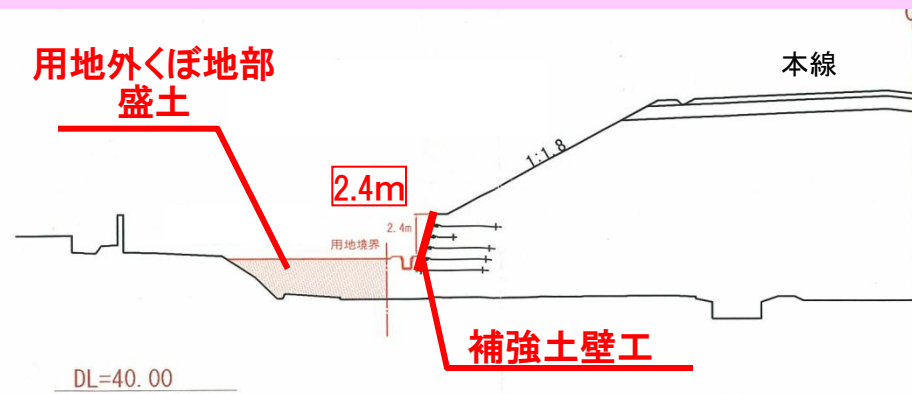
当初計画断面図

経営努力による変更

補強土壁工の見直しの検討

- ・隣接地のくぼ地部分を盛土することで補強土壁工の高さを抑えられ、コストの安い工法に変更できる
- ・隣接地権者の土地利用にも有利となることから、用地買収せずに協議
- ・地権者に盛土することで有利な点を説明し、同意を得る

用地外のくぼ地を盛土することで
補強土壁工の高さを約2.4mに
抑えることにより施工費を縮減



補強土壁工の見直し断面図

北関東自動車道 太田桐生IC～足利IC位置図



北関東自動車道 太田桐生IC～足利IC間の路線概要

- ・北関東自動車道は、群馬県高崎市から茨城県ひたちなか市に至る延長約150kmの高速自動車国道
- ・東水戸道路とあいまって、群馬、栃木、茨城の主要都市間の移動時間の短縮により、地域間の連携が強化。第三次救急医療機関を選択するエリアが拡大され、安心できる地域の暮らしに寄与

補強土壁工の見直しの検討

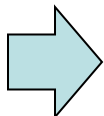
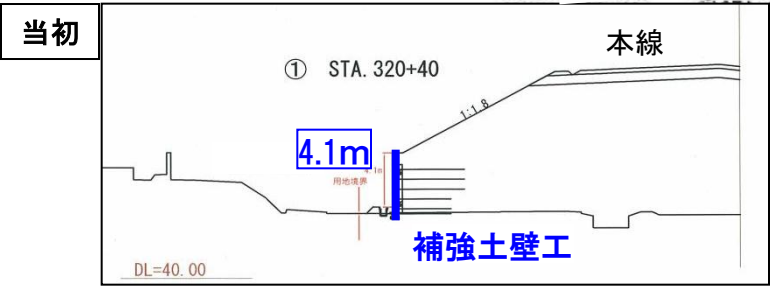
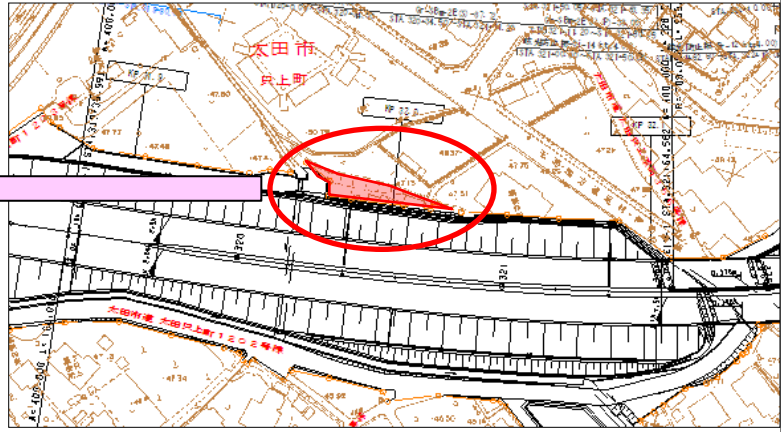
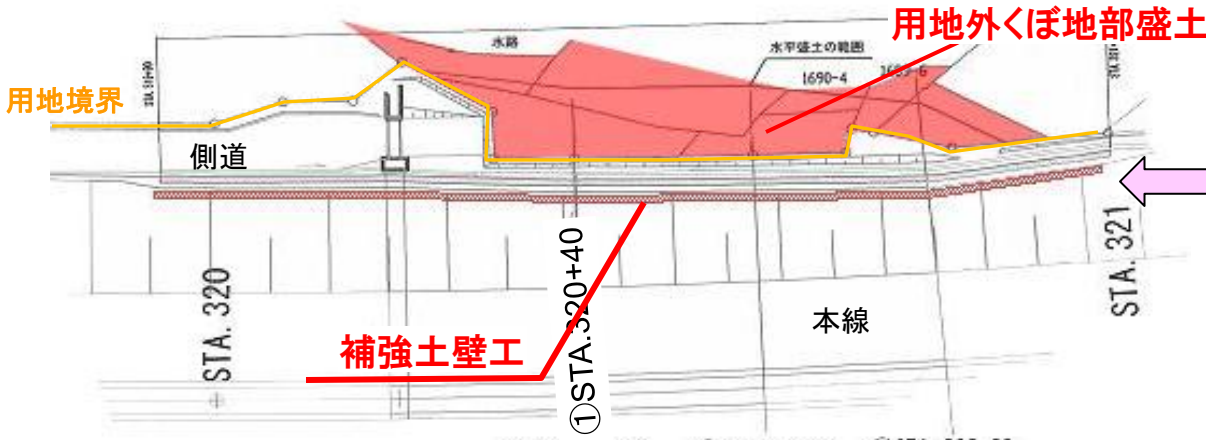
当初計画：総事業費抑制のために、用地境界部に高さ約4mの補強土壁工を計画

- ・用地単価の高い地域であり、用地費＋工事費の総事業費を考慮し用地買収。
- ・用地境界部は補強土壁工。



変更計画：隣接地のくぼ地を盛土することで補強土壁工の高さを約2.4mに抑え、コスト縮減が可能

- ・隣接地は周辺地盤よりも低くなっている。
- ・地権者は3名存在し、利用状況などを確認。

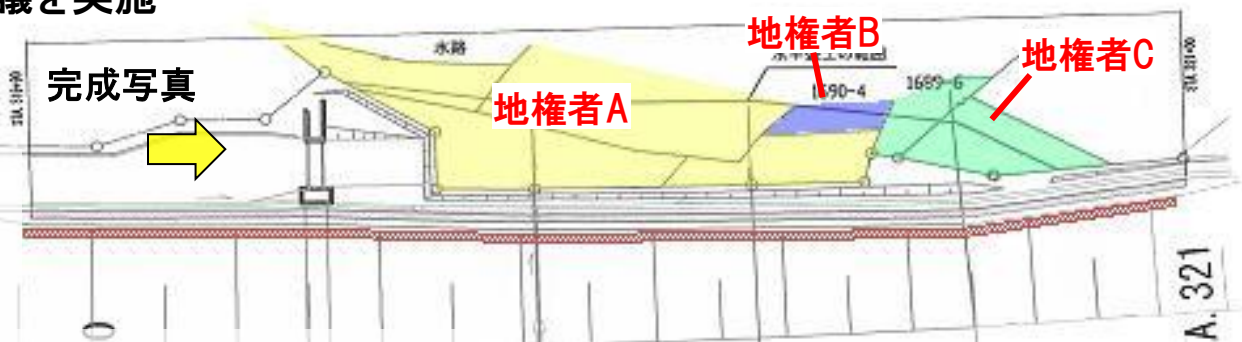


補強土壁工の見直しの課題に対する取組み

【取組内容】地権者の了解を得るために協議を実施

○地権者3名にくぼ地を盛土すること
で有利になる点を提示し、協議

- ・くぼ地が解消されることで他の隣接地と一体となった利用計画ができる
- ・排水が容易となる。
- ・くぼ地と本線盛土高さの高低差が小さくなり、日当たりがよくなる。
- ・側道からの乗り入れが容易。



【協議経緯】

- 平成14年 6月 用地買収
- 平成16年 3月 当初 補強土壁工設計(高さ約4.0m)
- 平成18年 3月 協定締結(会社・機構)
- 平成19年11月 補強土壁構造変更に関する地権者協議開始
～平成20年1月
- 平成20年 2月 地権者の同意を得る
変更 補強土壁工設計(高さ約2.4m)



盛土完成写真

地権者と協議し、用地外のくぼ地を盛土することで補強土壁工の
高さを抑えることにより施工費を縮減

経営努力要件適合性について

地権者と協議し、用地外のくぼ地を盛土することで補強土壁工を見直したことは、**会社の主体的な提案及び協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

地権者と協議し、用地外のくぼ地を盛土することで補強土壁工の高さを抑えることにより施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議